

代表者 店主金子安三郎
資本金 約一万二千円位

事業 青果和賣問屋業
企業系統 ナシ

信用労働者 男一人(但し解雇者)

労働者側

争議参加労働者 男一人

元後労働組合(神田青果市場同志会等組合 組合員約五十名)

争議参加者中組合加盟者一名

争議發生の日時 昭和六年七月二十日

争議發生の原因

志直三洋成司の同志會、幹部、市場内の志直の煽動に下
満商志其他の争議参加者は、理由として七月十八日解雇
の旨渡したるため同志會、解雇を對する決議、退職を要求した

ル為メ同志會、解雇を對する決議、退職を要求したるに志直金
子安三郎ハ之ヲ拒絶したるに起因ス

必要事項並ニ其ノ交渉状況

七月二十日午後三時同志會代表三洋、佐藤正純外二名
ハ市場内金別商志ニ至リ志直ニ面會し解雇者無条件退職ヲ數
額に於ては志直金安ハ復職不可能ナル理由ヲ説明し拒絶セル
為メ遂ニ交渉決裂し午後四時三十分退出セリ

七経過

労働者側

交渉決裂後労働者側ニ於テハ不惑に御徒所三洋方ニ集合今
後ノ対策ヲ協議し交渉ヲ継続スルコトニ決定別記の如クノ
通アデヒララシ印刷配布セリ

(2) 事業主側

志直側ニ於テハ其後平常通営業ヲ継続し居リ同志會側ノ要